

## 令和6年小樽市議会第1回定例会

### 市長提案説明

令和6年第1回定例会の開催に当たり、ただ今上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行に対する私の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

私は、一昨年の市長2期目就任以来、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾けることを心がけながら、まちの活力を取り戻し、未来に備えるまちづくりの推進に取り組んでまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、国内の社会経済活動が本格回復へと動き出す中、本市でも地域経済が活力を取り戻しつつありますが、人口動態に目を向けますと、高年齢層が多く低年齢層が少ない年齢構成を背景に、自然減を主とした人口減少が続いており、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別将来推計人口では、2050年における本市の人口は5万5千人余りと、現在の半分程度になるとの推計値が示されたところです。

人口減少の進行は、購買力の減少により商業環境を悪化させ、公共交通の維持を難しくするものであり、生活利便性の低下が更に人口減少を招く「悪循環」が懸念されます。

このことは、まさに本市にとっての「危機」であり、市全体でその危機に立ち向かう必要性を共有していかななくてはならないと、改めて認識を強くしたところであります。

その一方で、まちの未来に向けて、希望を感じさせる出来事もありました。本市は、魅力的な観光資源であるとともに、まちの歴史を体現する文化遺産でもある、数多くの建造物や運河、また、それらが織り成す

小樽ならではの景観を有しておりますが、昨年行われた「小樽運河100年プロジェクト」での数々のイベントや、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用促進では、若い市民の方々が積極的に参加し、歴史や景観の保存・活用に取り組まれており、まちの財産を守り、活かしていこうとするまちづくりの担い手として、そのような若い方々が活躍されたことを大変心強く感じたところです。

先人から引き継いできた歴史ある財産と、活力に満ちた若い力が結びつき、まちづくりにおける行政の取組と市民の皆さんの思いが結びつく、こうした結びつきが、新たな可能性を生み出し、人や企業、投資を集め、本市の魅力をより一層高める好循環につながっていくものと考えております。

市民の皆さんとともに、本市の魅力を活かしながら人口減少対策を進め、活力あるまちを次世代へと引き継いでいくため、次に申し上げる3つの方針を基本として、全力で市政運営に取り組んでまいります。

1点目は、「人口の社会減を抑制し、将来に備える取組」です。

市政における最重要課題と位置付けている人口減少対策にあっては、社会減に歯止めをかけることに重点を置き、定住人口の確保につなげるための取組を進めてまいりました。

中でも子育て施策においては、昨年9月分から第1子の保育料を引き下げ、第2子以降の完全無料化を行うなど、これまでも子育て世帯の負担軽減を図ってまいりましたが、この流れを更に推し進めて、放課後児童クラブの利用手数料の無償化や、こども医療費の実質無償化の対象範囲の18歳までの拡大を行うとともに、母子保健と児童福祉の相談支援の拠点として、「こども家庭センター」を設置するなど、子育て支援策を拡充するほか、小樽公園の再整備など、子どもの居場所の充実に向け

た取組を推し進め、安心して子育てができるまちづくりに努めてまいります。

また、事業・就業への支援の取組として、創業と事業承継に対するサポートや、若者の地元定着対策により、特に若い世代の方々の本市での就業を後押しするとともに、移住促進の取組として、移住相談への対応や情報発信、居住に当たっての支援など、転入増加につながる施策を継続的に進めてまいります。

これら「子育て」「しごと」「移住」の3つの対策を柱として、社会減を抑制する取組を着実に進め、引き続き人口減少問題に立ち向かってまいります。

また、社会経済情勢が急速に変わりつつある今、世界的な変革の動きを捉えながら、まちの将来像を見据えた対策を進めていく必要があります。

そのため、自治体DXの取組をより一層推し進めることで、市民や事業者にとっての利便性向上等に努めながら、観光面においてはEBPM（根拠に基づく政策立案）による戦略的な施策展開につなげるほか、脱炭素社会の実現に向けた取組や、新幹線開業の波及効果を高めるための取組を進めるとともに、ウイングベイ小樽の空床を活用した公共施設等の再編や、新総合体育館整備の事業者選定を行うなど、将来に向け、更新が必要となる公共施設への対策も進めてまいります。

2点目は、「まちの魅力を活かし、地域経済を活性化する取組」です。

北海道は今、次世代半導体産業の進出や、再生可能エネルギーの拡大など、地域が持つポテンシャルを活かしながら、経済活動が躍進する舞台となっており、本市においても、地域固有の魅力を高め、活かしていくことで、人や企業から選ばれるまちづくりを進め、地域経済の活性化

へとつなげていく必要があるものと認識しております。

まちの歴史を今に伝える個性的な街並みや港など、小樽ならではの魅力をまちづくりに活かすため、「小樽市歴史的風致維持向上計画」を策定するとともに、旧小樽倉庫を活用した観光物産プラザの機能再編により新たな交流拠点を創出するなど、本市の歴史を体現する建造物や設備の保存・活用を進め、今春から大型クルーズ船の受入れが始まる第3号ふ頭及びその周辺では、新たな人の流れを生み出し地域振興につなげる空間整備を進めるほか、地元食材を生かした地場産品などのブランド化や販路拡大の支援に引き続き努めてまいります。

また、人や企業を呼び込み、地域経済の活性化につなげていくため、本市の特性を生かした企業誘致や、小樽港におけるクルーズ船の寄港や物流の促進に向けた取組を進めるほか、観光客の方々に本市での有意義な滞在時間を過ごしていただけるよう、ナイトタイムエコノミーの推進に取り組んでいくとともに、インバウンドの効果的な誘致活動に努めてまいります。

3点目は、「安全・安心を確保し、市民の暮らしを守る取組」です。

石川県をはじめ北陸地方など広域を襲った令和6年能登半島地震では、地域に暮らす方々の命を守るために不断の対策を進めることの重要性和、住み慣れた場所で安心して日々の暮らしを過ごせることの大切さを、あらためて痛切に感じたところです。

また、近年の異常気象により、暮らしの中で、これまでに経験のない豪雨や命を脅かすほどの猛暑に襲われる危険性が増してきており、住民が安全な生活を営む上で、最も身近な存在である市町村の役割がますます重要になってきているものと認識しております。

本市に住む全ての人にとっての安全で安心な暮らしを実現するため、

防災マップの更新など、災害に備える取組を進めるほか、夏の危険な暑さから健康を守るための冷房設備の整備推進や、医療的ケアを要する子どもなど支援が必要な方々をサポートする取組を進めてまいります。

また、市民の皆さんの暮らしを守り、支えていくため、健康寿命の延伸につながる歯周病検診など、市民の健康づくりの取組や、生活バス路線など地域公共交通の維持・確保を図る取組を進めるほか、物価高騰対策として、国の交付金を活用した事業者支援や生活支援に取り組んでまいります。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、国の財政支援が平時へ戻ると見込まれる中、燃料・光熱費、労務費、建設資材などの高騰による事業費の増に加え、定年職員の退職手当や人事院勧告のプラス改定、会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始に伴う人件費の増などにより、前年度からの歳出増が多額となり、厳しい財政運営になるものと想定されました。

しかしながら、そのような中であっても、本市の最重要課題である、社会減の抑制に向けた「人口対策」のほか、「自治体DXの推進」「脱炭素社会の実現」「暑さ対策」といった、近年の社会情勢や気候変動に伴う新たな行政需要に対応するための取組については、事業効果を素早く市民に届けることを意識し、予算を重点的に配分したところであります。

以上を踏まえ、歳入につきましては、市税は定額減税に伴い個人市民税が減収となるものの、その減収分は国から地方特例交付金として全額補填されることや、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた「実質的な地方交付税」は増額となるものの、地方消費税交付金は減額となると見

込まれることなどから、一般財源ベースの総額では前年度並みに推移するものと見込んでおります。

一方、歳出につきましては、市債残高の減少により公債費は減少するものの、「人口対策」などへの予算の重点的な配分のほか、引き続き物価高の影響に伴う事業費の増や、職員の人件費の増が生じたことなどにより、一般財源ベースの総額では前年度より大幅に増加する見込みであり、結果として、引き続き財源不足が生じることから、財政調整基金の取崩しなどによる財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

予算編成に当たっては、本市が直面する危機である人口減少に立ち向かい、小樽ならではの魅力と可能性を活かして、人や企業、投資を集める施策を展開していくこととし、新年度予算全体のテーマを「『危機』に立ち向かい、希望が集まるまちづくり」と掲げております。

それでは、当初予算に計上した主な事業の概要に関し、先ほど申し上げました「人口の社会減を抑制し、将来に備える取組」、「まちの魅力を活かし、地域経済を活性化する取組」、「安全・安心を確保し、市民の暮らしを守る取組」の3つの基本方針に沿って、御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

はじめに、基本方針の1つ目、「人口の社会減を抑制し、将来に備える取組」についてであります。この方針のもとでは、「人口対策」と「次世代を見据えたまちづくり」の2つの対策を進めてまいります。

まず、「人口対策」といたしましては、先ほど申し上げましたように、「子育て」「しごと」「移住」の3つを柱として取り組んでまいります。

第1の柱「子育て」に関しまして、安心して子育てできる環境づくりの取組を申し上げます。子育て世帯の家計を支援するため、現在も行っているこども医療費助成の対象を拡大し、令和6年8月診療分から、18歳までの入院・通院医療費を実質無償化いたします。また、学校給食費について、物価高騰により本来であれば値上げとなる額の全額分を補助した上で2か月分を無償化するほか、放課後児童クラブについても利用手数料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

妊娠期から始まり、子育て期に至る切れ目のない支援策としましては、子どもを持ちたいと願う方が安全・安心な不妊治療を受けられるよう、保険診療と併用して行われる先進医療の医療費や受診に要する交通費の一部を助成するほか、早産や低出生体重児のリスクを低減し、母体と胎児の健康を保つため、妊婦の歯科健康診査費用について1回分の全額を助成いたします。

また、安定的な周産期医療体制を維持するため、市内唯一の分娩取扱い病院となった北海道社会事業協会小樽病院に対する支援を行っていくほか、「こども家庭センター」を新たに設置して、妊産婦や子育て世帯、子どもへの相談支援体制を強化するとともに、ヤングケアラー支援の充実を図ってまいります。

保育環境の充実と従事者の確保に関しましては、市内の幼稚園が園舎を建て替える際の費用を一部補助するほか、新規に就労した保育士等に対する一時金の支給を継続して行うことで、人員不足の解消を図り、入所待ち児童の解消に努めてまいります。

子どもの居場所の整備・充実に関しましては、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、市内5か所の公園における遊具の更新や、小樽公園における親子が集まって楽しめる遊び場の整備により、市民ニーズに応え

た公園の再整備を進めるとともに、旧色内小学校跡地に建設が予定されている道営住宅等の隣接地に、遊具やトイレ、駐車場等を備え、地域住民の方々などが集まれる広場を整備するほか、現在、学校内のネットワークに接続できていない3か所の放課後児童クラブにおいて、放課後にタブレット端末を使用した学習ができるよう、アクセスポイントを増設します。

また、ひとり親家庭等の中学生を対象として、学習支援や困りごとへの相談対応などの支援を行う「おたる子ども未来塾」については、これまでの試行結果を踏まえ、高校3年生までの受入れを新年度から本格的に実施いたします。

学校教育体制や環境の充実に関しましては、対象が拡大となる拠点校方式による中学校の合同部活動において、生徒の移動に対する支援を継続するとともに、市内全小学校で新たにフッ化物洗口を実施するほか、市内全小中学校に導入している校務支援システムについて、保護者用連絡ツールを追加し、教員の業務負担を軽減するとともに、児童生徒に必要な指導や支援を行える環境の強化を進めます。

次に、第2の柱「しごと」に関しまして、事業・就業への支援の取組を申し上げます。創業の促進のため、一定の要件に該当する新規創業者を対象に、事務所等の賃貸料や内外装工事費を補助するほか、後継者不足による廃業を抑えるため、事業承継に関するセミナーや個別訪問を実施し、意識啓発や支援制度の周知を行ってまいります。

また、高校生や大学生など若者の市内での就業・定着を図るため、市内の企業見学ツアーや企業の出前説明会を開催する若者就職マッチング支援事業を実施するとともに、SNS広告により本事業の認知度を高め、また、札幌圏の大学等への周知により、札幌圏に通学する学生の取込み

も図ってまいります。

次に、第3の柱「移住」に関して、移住の促進の取組を申し上げます。  
移住を促進するとともに関係人口の創出を図るため、協定を結んでいる札幌のFMラジオ局と連携して小樽の魅力発信事業を展開し、本市に興味・関心を持つ人を増やしていく取組を進めます。

また、移住者を定住に結びつけるための移住者ミーティングや、「移住・起業サポートセンター」と連携した移住相談対応、市内事業所等と連携した親子ワーケーションを引き続き実施するとともに、市内に滞在し働きながら地域の暮らしを体感してもらうワーキングホリデーを新たに実施するほか、移住情報サイトを活用した情報発信や、移住に対する支援金、住宅取得費等に対する補助金についても引き続き実施することで、本市へ移住しようとする方への後押しを進めてまいります。

社会減の抑制のため、ただいま申し上げました「子育て」「しごと」「移住」の3つの対策を柱として、主に若年層の転出抑制に努めながら移住促進策を展開し、住み続けたい、移り住みたいと感じていただける「選ばれるまち」を目指してまいります。

次に、「次世代を見据えたまちづくり」についてであります。

はじめに、デジタル技術を活用したサービス向上に関しましては、各種申請など本市の行政手続きのオンライン化に引き続き取り組むとともに、入館料等の支払いについてキャッシュレス決済可能な窓口を、小樽文学館、小樽美術館、総合体育館へと拡大するほか、市民や事業者が市役所へ出向くことなく都市計画関連情報などを取得できるよう、インターネット上で市が保有するデータを公開する公開型GISの構築を進

めてまいります。

また、デジタル技術活用による業務効率化のため、引き続き、庁内会議のペーパーレス化や、民間企業に蓄積されたビッグデータの活用に取り組むほか、GPS人流データを用いて来訪者数等のデータを取得し、戦略的で効果的な観光施策の検討に資する調査を実施するとともに、本市が導入しているデジタルツールの更なる利活用について専門的な知見からアドバイスを受けるため、外部人材を招へいし、本市のDXの取組を推進してまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取組に関しましては、市民向けの省エネ推進イベントや、事業者向けの省エネ診断を実施し、省エネ行動の意識啓発を行うなど、市民や事業者と行政が一体となった取組を推進します。

また、脱炭素化の推進を図るとともに災害時における給電支援に利用できるよう、電動車を配備するほか、市民の住環境向上と市内における環境負荷の低減を図るため、住宅の断熱改修や省エネ型設備機器の設置にかかる費用の一部を助成します。

新幹線開業を見据えたまちづくりに関しましては、新駅の利用促進に資する附帯施設の実施設設計や、駐車場整備のための地質調査等を実施するとともに、「北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会」のもと、二次交通など開業効果を最大限に活用するための取組を進めてまいります。

森林整備の推進に関しましては、未整備森林の適切な管理のため、引き続き管理権の市への集積を計画的に進め、旭展望台周辺の間伐・剪定や老朽化施設の更新等の環境整備を進めるほか、新たに、森林経営管理制度に基く再委託を受けた林業経営者などが民有林を整備する際の費用を助成するとともに、植樹活動など森林の機能や重要性に関する普及啓発活動を行う団体に対する補助も実施します。

また、旧北海製罐第3倉庫を含めた北運河地区の魅力発信事業を進め

るため、連携協定を結んでいるNPO法人への委託により、地域おこし協力隊の制度を活用していくほか、ふるさと納税制度において、引き続き返礼品の増強や磨き上げ、プロモーション展開を進めていくとともに、企業版ふるさと納税サイトを活用した寄附促進の取組に努め、市民や民間の力を取り込んだまちづくりを進めてまいります。

公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化に関しましては、住みよいまちの創出に向け、保健所や「こども家庭センター」等の行政機能をウイングベイ小樽に移転し、公共施設等の再編を進めるほか、小樽市公共施設長寿命化計画に基づき、市民会館における舞台設備の改修を進めるとともに、PPP／PFI手法により実施する新総合体育館の整備に向けた事業者の選定を行うなど、まちの将来像を見据えた対策を推進してまいります。

次に、基本方針の2つ目、「まちの魅力を活かし、地域経済を活性化する取組」についてであります。この方針のもとでは、「魅力を活かしたまちづくり」と「活力を生み出すまちづくり」の2つの対策を進めてまいります。

まず、「魅力を活かしたまちづくり」についてであります。

「歴史」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、国の支援制度を活用して歴史的建造物の保全や景観向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「小樽市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組んでいるところであり、新年度内の策定に向けて引き続き取組を進めていくほか、日本遺産の取組としては、おなじく「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の新年度での認定を目指して、事業主体である小樽市日本遺産推進協議会と一体的に取組を進めるとともに、すでに認定を受けている2つの日本遺産のストーリー及び

構成文化財を活用し、シビックプライドの醸成と観光誘客につなげる取組を進めてまいります。

国の重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店については、建物の保存・活用を図るため、耐震補強工事や保存修理を進めるとともに、工事後のリニューアルオープンに向け、多言語看板や展示造作の整備、駐車場整備等を行うほか、総合博物館での展示公開に向けて部分保存している電気機関車2両については、まずは新年度で、うち1両の前頭部の展示整備を行います。

観光物産プラザとして活用してきた歴史的建造物の旧小樽倉庫については、新たな活用を図るために民間事業者を対象とした貸付を予定していることから、貸付に当たり必要な維持補修を実施し、同じく歴史的建造物である旧小樽区公会堂については、老朽化が著しい屋根の全面改修を実施します。

「港」の魅力を活かしたまちづくりに関しましては、小樽港において第3号ふ頭基部のにぎわい空間を創出し、新たな人の流れを生み出すため、緑地や小型船（ふな）だまりの整備を継続するとともに、多目的ホールを備えた観光船ターミナルの整備について、省エネ設備や再エネ設備の設置など、脱炭素化の推進にも配慮しながら進めてまいります。

また、本市が有する「食」の魅力を発信に向け、地魚や加工品のブランド化及び販路拡大を支援するため、3年に1度の開催となる小樽水産加工グランプリを実施するほか、海外や国内各地への販路拡大、商品開発等を支援し、事業者のステップアップを図ってまいります。

次に、「活力を生み出すまちづくり」についてであります。

まず、企業誘致の推進に関しましては、デジタル関連企業等のサテライトオフィス誘致を推進するとともに、首都圏等における産業展への出

展や企業訪問のほか、全国規模調査への参画により企業の設備投資動向に関する情報収集を進め、本市の特性を生かした誘致の取組に努めてまいります。

港湾機能を生かした経済活性化に関しましては、昨年4月に再開した国際クルーズ船の小樽港寄港による効果が十分に発揮できるよう、誘致活動や受入体制強化の取組を進めるほか、物流面では、海外コンテナ航路における貨物増や新規貨物の獲得などを目指したポートセールスを行うとともに、国内フェリー航路の利用促進事業として、割安な小樽港発旅行商品の企画販売や、市内小学生の親子を対象とした船内見学ツアーを実施します。

観光産業については、市内中心部でのホテル建設による客室の増加に伴い、令和5年度上半期の宿泊客数が過去最高を記録したところであり、更なる観光振興により市内への経済効果を広げるため、滞在型・時間消費型観光の推進を図り、一般社団法人小樽観光協会と連携して、ナイトタイムエコノミーの推進に向けた取組や、冬の閑散期対策の取組などを継続して実施するほか、インバウンド誘致のため、旅行代理店向けに情報提供や旅行サービスの手配を行っている事業者を招へいするなど、効果的な情報発信等に取り組み、観光誘客の促進に努めてまいります。

また、三大都市圏の教育旅行説明会へ参加するなど、引き続き教育旅行誘致に取り組むほか、全市的なホスピタリティの向上を図るため、「小樽版おもてなし認証制度」の運用を開始する小樽観光協会の取組を支援し、国内外の観光客から小樽が選ばれるよう、更なる観光振興策に努めてまいります。

次に、基本方針の3つ目、「安全・安心を確保し、市民の暮らしを守る取組」についてであります。この方針のもとでは、「安全・安心な

まちづくり」と「暮らしを支えるまちづくり」の2つの対策を進めてまいります。

まず、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

各種災害に備えた消防、防災、除排雪体制の充実に関しましては、高規格救急自動車1台と高度救命処置用資機材、また、消防団で使用する小型動力ポンプ付積載車1台を更新し、機能の充実強化を進めるほか、令和8年度からの後志管内消防指令業務の共同運用開始に向け、管内3つの消防本部が共同して高機能消防指令センターの整備を進めてまいります。

災害への備えといたしましては、防災マップを更新し、新たに指定された土砂災害警戒区域や津波、洪水の浸水想定区域等を網羅した上で、より見やすくしたものを作成・配布するほか、自力での避難が困難な方の避難を支援するための個別避難計画を作成するなど、引き続き、災害時に市民の皆さんが迅速かつ的確に避難行動を行える環境づくりに取り組んでまいります。

雪対策といたしましては、冬期間の市民生活と経済活動に支障をきたすことがないように、これまで同様に「バス路線や主要な通学路等を優先した除排雪」を重視し、予防保全的に早めに作業を行い、効率的な雪対策を推進するとともに、老朽化したロードヒーティング施設や除排雪車両を計画的に更新することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

また、年々厳しさを増す夏の暑さへの対策としましては、最優先で着手が必要と判断した小・中学校の普通教室などについて、冷房設備整備に向けた手続きを進めておりますが、新年度予算におきましても、子どもが利用する場所や多くの市民の皆さんが利用する市有施設を優先し、児童館や児童センター、こども発達支援センター、教育支援センターの

登校支援室などへの冷房設備の整備を進めるほか、市有施設以外の取組といたしましては、市内の私立保育所等の冷房設備設置を補助し、夏季においても子どもたちが安心して健やかに過ごせる環境づくりを進めてまいります。

支援を必要とする方々へのサポートに関しましては、日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある子どもが、保育所や小学校等に安心して通園・通学できるよう、看護師等の派遣による支援を行っていくとともに、離婚に伴う子どもの養育費の確実な受け取りにつなげるため、公正証書の作成や家庭裁判所への調停申立に要する費用を補助するほか、視覚障害がある方の自宅等へ代筆・代読支援員を派遣し、情報取得やコミュニケーションを容易に行えるよう支援を行ってまいります。

また、本市の一次救急医療拠点として大きな役割を果たしている夜間急病センターについて、大学病院等から派遣される医師の時給を近隣他都市並みに引き上げ、引き続き運営体制を維持確保することにより、市民の皆さんの夜間における救急医療の不安解消に努めます。

次に、「暮らしを支えるまちづくり」についてであります。

健康づくりと高齢者の生きがいづくりの推進に関しましては、歯周病の早期発見・治療により、口腔の健康、ひいては全身の健康維持・増進へとつなげるため、40歳、50歳、60歳及び70歳を対象年齢とした歯周病検診を新たに実施するほか、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、引き続き、自己負担額を無料とし、Q U Oカードを景品としたキャンペーンを実施するとともに、電話による受診勧奨、特定保健指導へのICT活用に努めてまいります。

また、地域のコミュニティ活動を支えるため、町会の安定的な運営と住みよい環境づくりに向けた活動を引き続き支援し、特にデジタル化の

推進や防災活動等に対し、支援を強化いたします。

暮らしの場の質向上に関しましては、おもてなし向上に関する市役所職員向けのセミナー等を通じて、市民サービスの向上や市役所のイメージアップを図り、自治体初の「おもてなし認証規格」の取得を目指すほか、商店街振興組合等の団体が所有するアーケードなどの公的利便施設について、改修や撤去を行う場合の費用の一部を助成いたします。

また、市営住宅について、耐用年数を超過した住戸を解消し、集約化により適正な管理戸数を供給するため、計画的な建替を実施するほか、地域の公共交通については、持続可能なネットワーク構築のため、新年度はバスの日乗車券を割引販売するなど、利用促進を図るとともに、引き続き、生活バス路線の維持・確保を目的としたバス事業者への支援を行います。

このほか、原油・原材料価格の高騰、円安の進行に伴う物価高騰の影響に対し、これまでも市民や事業者の負担を軽減するための対策を行ってまいりましたが、新年度におきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、電気料金や燃料費などの価格高騰の影響を受けている事業者への支援や、生活支援の対策に取り組んでまいります。

世の中の変化が急速に進んでいる時代にあって、まちの持続的な発展に向けて行政の力だけで行えることには限りがあり、人口が減少していく局面においても活力あるまちを次世代へと引き継いでいくためには、市民や企業、団体の皆さんとともに、新たな時代を見据えたまちづくりを進めていくことが不可欠です。

住みよいまちづくりに努めながら、本市が持つ魅力を活かし、まちの可能性を広げていくことで、人や企業を引き寄せて、本市が直面する危

機に立ち向かっていくため、今後とも、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、お力添えをいただきながら、市役所が一丸となってまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第12号までの令和6年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和6年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、定額減税に伴う個人市民税の減収などにより、2.5パーセント、3億5,770万円減の137億8,980万円を見込みました。

地方譲与税及び交付金につきましては、地方消費税交付金の減額が見込まれる一方、個人市民税の定額減税による減収分が地方特例交付金として国から全額補填されることなどから、7.3パーセント、2億8,600万円増の42億239万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた「実質的な地方交付税」では、0.9パーセント、1億3,700万円増の156億3,700万円を見込みました。

次に、歳出について経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費につきましては、公債費で0.4パーセントの減となりましたが、人件費で8.3パーセント、扶助費で5.3パーセントの増となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を0.1ポイント上回る50.9パーセントとなりました。

行政経費につきましては、保健所等の機能をウイングベイ小樽に移転する「公共施設等再編経費」や用途地域の見直しなどの都市計画決定に必要な現況図を更新する「都市計画基本図整備事業費」などの計上により、1.8パーセントの増となりました。

建設事業費につきましては、観光船ターミナルや港湾管理事務所の整備などによる増がある一方で、桂岡小学校の耐震補強等の工事の終了などにより、6.8パーセントの減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合に対する工事費に係る負担金の増のほか、学校給食費に係る保護者負担の軽減や、高圧電力を使用する事業者への支援といった地方創生臨時交付金を活用した事業の増により、28.5パーセントの増となりました。

維持補修費につきましては、はしご付消防自動車のオーバーホール費用などの増がある一方で、旧堺小学校の擁壁改修などが終了したことにより、前年並となりました。

積立金につきましては、ふるさと納税の寄附額の増を見込み、「小樽市ふるさと応援基金積立金」が増となったことなどにより、34.1パーセントの増となりました。

繰出金につきましては、介護保険事業、下水道事業、簡易水道事業分が減となりましたが、他の特別会計と企業会計分では増となり、全体では0.9パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少に伴い、保険給付費において、0.7パーセント減となる99億5,475万円を見込みました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、一

般会計繰入金について、北海道国民健康保険運営方針に基づく国保財政安定化支援事業分の増額などのため、11億9,342万円計上し、保険料の総額は、1.4パーセント減の16億4,740万円と見込みました。

住宅事業につきましては、「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、引き続き市営住宅の集約建替えに向け、塩谷B住宅敷地の造成工事を行うとともに、新光地区についても測量業務に着手するほか、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、3年に一度の計画策定に伴い、これまでの利用実績や介護報酬改定などを勘案して算定した結果、保険給付費は1.8パーセント減の142億7,486万円、介護予防推進のための地域支援事業費は一部の事業が一般会計に移行したことにより、18.9パーセント減の5億9,219万円となりました。

また、保険料は、基準額及び保険料段階の変更により、4.9パーセント減の25億2,013万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料17億7,299万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金6億4,197万円及び事務費5,379万円の合計24億6,875万円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億3,571万円の増となりました。これは主に、被保険者数の増加に伴い、増となったためであります。なお、後期高齢者保健事業の歳入及びそれに伴う歳出については、一般会計にて計上しております。

病院事業につきましては、院内において集団感染が断続的に発生したため、患者の受入れ制限などにより、特に入院収益が伸び悩んでおります。また、原油価格や物価の高騰による影響もあり、大変厳しい経営を

余儀なくされているところであります。

令和6年度におきましては、令和6年4月に承認を控えております地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、職員一丸となってより一層の経営改善を図りながら、質の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたり安定的に水を供給するため、「第2次小樽市上下水道ビジョン」に基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和6年度末においても資金余剰となる見込みですが、経常的経費が増加するため、今後とも更なる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、「第2次小樽市上下水道ビジョン」に基づき、処理場・ポンプ場における機械・電気設備や汚水管などの老朽化した施設を更新するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。

資金収支の見通しは、令和6年度末においても資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に経常的経費が増加するため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量の増加により、手数料収入の増額が見込まれるほか、老朽化した暖房設備の更新を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和6年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも事業運営に当たりましては、効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、引き続き、効率的な事業運営に努めてまいります。

なお、令和2年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業

の工事が着手され、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和6年度末においても過不足は生じない見込みとなっております。

以上の結果、令和6年度の財政規模は、一般会計では620億2,222万2,000円、特別会計では323億9,661万2,000円、企業会計では283億9,550万3,000円、全会計では1,228億1,433万7,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で5.1パーセントの増、特別会計で0.8パーセントの減、企業会計で2.6パーセントの増となり、全会計では2.9パーセントの増となりました。

次に、議案第13号から議案第19号までの令和5年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第13号につきましては、一般会計において、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。今後も継続して除排雪作業を実施する必要があることから、「先議」をお願いしたいと考えております。

議案第14号の一般会計の主なものとしたしましては、歳出では決算見込額の精査により、国の地方創生臨時交付金を活用した事業を減額するほか、障害児給付費や生活保護扶助費を増額いたしました。また、地域の看護人材確保のため、小樽看護専門学校の運営経費を支援する「看護師養成施設運営支援事業費補助金」を計上したほか、夜間急病センターに対して大学病院から派遣される医師の時給増額に伴う債務負担行為の変更を行いました。このほか、将来の公債費負担に備えて減債基金積立金を計上いたしました。

歳入では、再算定による普通交付税の増額のほか、財源対策として市債や財政調整基金繰入金を増額するなど、所要の補正を計上いたしまし

た。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに２億４７８万１，０００円の減となり、財政規模は、６５７億５，８１６万２，０００円となりました。

次に、議案第１５号から議案第１８号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を増額し、又は減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第１９号の産業廃棄物等処分事業会計補正予算について説明申し上げます。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量の増加による手数料収入の増額及びこれに伴う営業外費用の消費税及び地方消費税の増額について所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第２０号から議案第５１号までについて説明申し上げます。

議案第２０号　ＰＰＰ／ＰＦＩ事業者選定委員会条例案につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業等を実施する事業者の選定を行う目的で、附属機関として、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業者選定委員会を新たに設置するものであります。

議案第２１号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第２２号　職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員

に対する期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定を整備するとともに、  
所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例  
案につきましては、特別職の給料月額に係る独自削減について、令和 6  
年 4 月分以降の減額率を引き下げるものであります。

議案第 24 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、  
会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するとともに、期末手当及び  
勤勉手当の支給に係る在職期間の取扱いを見直すほか、正規職員の給与  
改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を引  
き上げるものであります。

議案第 25 号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、  
引用する法令の名称を変更するものであります。

議案第 26 号 債権管理条例の一部を改正する条例案につきましては、  
民法の一部改正に伴い、「相続財産管理人」を「相続財産清算人」に名  
称変更するものであります。

議案第 27 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準  
府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるものであ  
ります。

議案第 28 号 さくら学園条例及びこども発達支援センター条例の一  
部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所  
要の改正を行うものであります。

議案第 29 号 産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条  
例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う

ものであります。

議案第30号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度の経過措置が廃止されることに伴う関係規定の整備を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正を行うものであります。

議案第31号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、激変緩和措置として実施してきた市町村特別給付である介護用品助成事業を廃止するとともに、介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるものであります。

議案第32号 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令等の一部改正に伴い、改正後の基準省令等のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、事故発生時の対応に係る独自基準を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 中小企業等振興条例の一部を改正する条例案につきましては、商店街団体が行う公的利便施設の改修等について助成金を交付するとともに、助成金の交付要件の弾力化を図るほか、所要の改正を行

うものであります。

議案第 36 号 観光物産プラザ条例を廃止する条例案につきましては、地場産品の普及及び観光情報の提供機能が新たに設置される小樽国際インフォメーションセンターに移転されることに伴い、観光物産プラザを廃止するものであります。

議案第 37 号 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽都市計画新光町地区地区計画の変更に伴い、新光町地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限について見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 38 号 駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、運送事業用以外のマイクロバスの利用ニーズを踏まえ、堺町観光バス駐車場に駐車することができる自動車を見直すとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、耐火構造を求める建築物の部分を特定主要構造部に限定するとともに、建築確認申請書の記載事項変更届の提出先等として建築副主事を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号 水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部改正により、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、主務大臣を変更するものであります。

議案第 41 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

の一部改正に伴い、補償基礎額を引き上げるものであります。

議案第42号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、消防用設備等の設置基準を緩和するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第43号 消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料を改定するものであります。

議案第44号及び議案第45号の工事請負変更契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事及び桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第46号から議案第48号までの動産の取得につきましては、いずれもロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第49号 教育委員会教育長の任命につきましては、林秀樹氏の辞職に伴い、後任として中島正人氏を任命するものであります。

議案第50号 市道路線の変更につきましては、樽川風防添線ほか2路線の終点を変更するものであります。

議案第51号 第7次総合計画基本構想の変更につきましては、基本構想の策定から5年が経過し、策定後の社会情勢の変化等を踏まえた中間見直しを行うものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号と報告第2号につきましては、障害者からの相談対応業務及び高齢者世話付住宅生活援助員派遣業務の委託について、委託事業者に対し過年度及び現年度分消費税相当分を支払うため、一般会計及び介護保険事業特別会計の補正予算について、令和6年1月26日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意、御承認賜りますようお願い申し上げます。